

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社テクノマセマティカル

(941733)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	7
4 【経営上の重要な契約等】	7
5 【研究開発活動】	8
第3 【設備の状況】	9
1 【主要な設備の状況】	9
2 【設備の新設、除却等の計画】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
(1) 【株式の総数等】	10
【株式の総数】	10
【発行済株式】	10
(2) 【新株予約権等の状況】	10
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	16
(4) 【大株主の状況】	16
(5) 【議決権の状況】	17
【発行済株式】	17
【自己株式等】	17
2 【株価の推移】	18
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	18
3 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
【中間財務諸表等】	20
(1) 【中間財務諸表】	20
【中間貸借対照表】	20
【中間損益計算書】	22

【中間株主資本等変動計算書】	23
【中間キャッシュ・フロー計算書】	24
(2) 【その他】	35
第6 【提出会社の参考情報】	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	37
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月22日
【中間会計期間】	第7期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社テクノマセマティカル
【英訳名】	Techno Mathematical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正文
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高 (千円)	-	273,203	317,728	411,950	631,177
経常利益 (千円)	-	71,292	76,020	66,145	207,635
中間(当期)純利益 (千円)	-	46,186	49,012	44,981	134,637
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	-	170,000	467,500	170,000	467,500
発行済株式総数 (株)	-	19,200	21,700	19,200	21,700
純資産額 (千円)	-	460,894	1,342,357	414,707	1,293,344
総資産額 (千円)	-	523,709	4,440,967	455,871	1,435,575
1株当たり純資産額 (円)	-	24,004.90	61,859.77	21,599.33	59,601.13
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	-	2,405.57	2,258.64	2,835.10	6,750.10
潜在株式調整後1株当た り中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	2,100.65	-	6,592.12
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	88.0	30.2	91.0	90.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	70,547	228,541	52,428	19,410
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	2,003	60,514	9,773	14,939
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	720	2,999,280	1,440	742,560
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (千円)	-	155,061	3,544,492	87,238	834,269
従業員数 (人)	-	25	32	23	29

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

また、第6期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、A種優先株式を発行しておりましたが、平成16年9月17日付をもって当該株式は全て普通株式に転換されております。

4. 第6期中間会計期間及び第5期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 当社は平成16年9月15日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	32
---------	----

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数が前期末に比べ、3名増加したのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における情報処理サービス業界は、前年度に引き続き、デジタル情報家電の需要が堅調であり、日進月歩の成長を続けています。ワンセグ放送の開始をはじめとして、デジタル放送関連の製品・サービスが多数登場しており、今後も様々な方面での市場の拡大が期待されております。

このような環境の中で、当社は、数学的手法を駆使した革新的アルゴリズムDMNA (Digital Media New Algorithm) を用いた信号処理技術を提供してまいりました。市場におけるDMNA技術の優位性の周知と顧客の信頼を獲得したこと、デジタル放送が本格普及期を迎えつつあること等も手伝い、当会計期間は国内及び海外の民生用電子機器メーカー、半導体メーカーにH.264 / MPEG4-AVCをはじめとする国際標準規格準拠の製品をライセンスすることができました。特に新規顧客の開拓が順調に進んだことは、当中間会計期間の大きな成果です。その一方、イニシャルライセンス売上とならび、当社収益の柱であるロイヤルティ売上（顧客の量産製品への搭載数に応じた収入）の実現ならびに収入金額の増加には、なお一定の期間を要すると想定しています。当社としましては、このようなライセンス実績を有効にアピールしていくことにより、国内外の大手民生用電子機器メーカー及び半導体メーカーとのビジネスをより迅速に進められるよう、今後も努力してまいります。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高317,728千円（前年同期比16.3%増）、営業利益79,232千円（前年同期比12.1%増）、経常利益76,020千円（前年同期比6.6%増）、中間純利益49,012千円（前年同期比6.1%増）となりました。

(ソフトウェアライセンス事業)

動画関連の商品分野では、H.264 / MPEG4-AVC動画機能ソフトウェアを含む「ワンセグソリューションパッケージ」を、携帯型マルチメディアプレーヤーをはじめとする複数の製品カテゴリーに提供しました。今後の量産を見据えて、複数社が当社製品の導入に向けて製品開発を進めております。また、MPEG-4動画機能ソフトウェアがカメラ付き携帯電話に継続して採用されています。当社製品を搭載した機器は、従来のものと比較して各フレームの画質が良い上に、動画の特徴である激しい動きにも追従して動きがスムーズであるのが評価されており、順調に普及拡大しています。また、前年度より提供を開始した、組込み機器向けWindows Media Videoソフトウェアは、携帯型機器や車載機器を中心に採用が進んでおります。

静止画関連の商品分野では、JPEG静止画機能ソフトウェアについて、プリンタやプロジェクタ等のオフィス用機器への応用を前提とした提供要求が継続しており、複数社にライセンスを実施しました。また、マルチメディア機能を様々な機器で実現する動きが加速しており、家庭用ゲーム機器等にも当社製品の用途が広がっています。

音声 / 音響関連の商品分野では、モバイル用地上デジタル放送またはポータブルメディアプレーヤー向けにAAC、MP3等の国際標準規格に準拠した製品の、採用が進んでおります。音質が良い上にプロセッサ負荷が軽いので、今後も携帯型機器や車載情報システムをはじめとする、複数の分野で需要増加が期待できます。

ソフトウェアライセンス事業においては、従来の単体製品のライセンス提供から複数の製品を組み合わせ、より幅広い用途や使いやすさを実現する「ソフトウェアパッケージ」型のライセンス提供が増加しています。これにより、顧客はよりスムーズに高品質な動画 / 静止画 / 音響等の記録・再生機能を実現することが出来ます。

(ハードウェアライセンス事業)

フルHDサイズ（1920×1080画素）対応のH.264 / MPEG4-AVC・MPEG-2動画機能ハードウェアIPが国内外の複数の半導体メーカーに採用されました。フルHDにいち早く対応していることに加え、各フレーム個々の画質、動きのスムーズさ、回路規模の小ささ（LSI価格に影響する）、消費電力量の小ささ（電池の使用時間に影響する）等の多くの項目で評価されました。

前事業年度より提供を開始した大型画面に対応するMPEG2動画機能ハードウェア及びH.264 / MPEG4-AVC動画機能ハードウェアのHD（High Definition）版は、上述のように複数の顧客への提供が進んでおり、従来のモバイル機器向けに加え、据置き型機器向け、特にデジタルテレビ関連用途の開拓が進んでおります。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前期末に比べ2,710,223千円増加し、3,544,492千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果使用した資金は228,541千円（前年同期は70,547千円の獲得）となりました。

これは主に、税引前中間純利益を76,020千円計上したものの、売上債権が91,855千円、たな卸資産が62,176千円、前渡金が64,478千円それぞれ増加し、法人税等の支払額が69,958千円発生したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は60,514千円（前年同期比2,919.7%増）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が40,645千円、敷金保証金の差入による支出が16,922千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果獲得した資金は2,999,280千円（前年同期は720千円の使用）となりました。

これは主に、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入が3,000,000千円あったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェアライセンス事業	133,306	174.2
ハードウェアライセンス事業	184,422	93.8
合計	317,728	116.3

（注）１．金額は販売価格によっております。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当中間会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェアライセンス事業	146,536	103.1	13,230	14.4
ハードウェアライセンス事業	293,422	118.0	151,000	290.4
合計	439,958	112.6	164,230	114.4

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
ソフトウェアライセンス事業	133,306	174.2
ハードウェアライセンス事業	184,422	93.8
合計	317,728	116.3

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

２．前中間会計期間及び当中間会計期間の主要な輸出先、輸出販売高及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

輸出先	前中間会計期間 （自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日）		当中間会計期間 （自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）	
	金額 （千円）	総販売実績に 対する割合 （％）	金額 （千円）	総販売実績に 対する割合 （％）
アジア	37,062	13.6	100,232	31.5
合計	37,062	13.6	100,232	31.5

3. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主要な販売先、販売高及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Global Unichip Corporation	37,062	13.6	92,192	29.0
A 社	-	-	91,878	28.9
任天堂株式会社	-	-	79,500	25.0
N E Cエレクトロニクス株式会社	78,000	28.6	-	-
サン電子株式会社	50,000	18.3	1,000	0.3
川崎マイクロエレクトロニクス株式会社	34,600	12.7	-	-
株式会社 Advanced Driver Information Technology	30,000	11.0	-	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. A 社との間には秘密保持契約が締結されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の概要

当社の基幹技術はDMNA (Digital Media New Algorithm) という愛称の数学的な手法を応用した信号処理に最適化されたアルゴリズムです。当社は、このDMNAを使用した映像・音響・音声関連の信号処理技術を中心に研究、並びに開発を進めております。特に大画面映像分野や周辺技術を取り込んだ製品にもDMNA技術を水平展開しており、ソフトウェア、ハードウェアのより効果的なビジネス拡大を目指して研究、開発を行っております。

またDMNA自体の研究開発も進んでおり、新しい製品分野はもちろんのこと、既存製品も含めた高機能・高性能化に成果を挙げています。

(2) 当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)における研究開発活動の成果

(ソフトウェアライセンス事業)

映像分野では全世界のモバイル向け地上デジタル放送において必須であるH.264 / MPEG4-AVCビデオエンコーダ(注1) / デコーダ(注2)、WMV9ビデオデコーダ及びJPEG / Motion JPEGエンコーダ / デコーダの高性能化を行っております。特に国内のワンセグ放送のみならず、海外のモバイル向け地上デジタル放送に対応可能な製品の開発を進めており、市場・顧客の広がりが期待できます。

音響分野では前年度より引き続き、AACオーディオのエンコーダ / デコーダ、AAC_SBRデコーダ、WMAデコーダの製品化及び性能向上に努めました。これらの音声 / 音響機能ソフトウェアの特徴はマイクロプロセッサの動作周波数が低速でよいので、消費電力が半分まで低減できること、他、音質面では、DMNA (Digital Media New Algorithm) 技術を使用しているので演算精度が高く、高音質が実現できていること等が挙げられます。

映像・音響分野に加えて、これらのコンポーネントを効率よく製品に組み込むために必要となる、各種周辺技術・製品分野の開発も積極的に進めています。

(ハードウェアライセンス事業)

映像分野では、前年度に引き続き高精細、大画面对応に注力しており、H.264 / MPEG4-AVC、MPEG-2ビデオ フルHDサイズ版(1,920画素×1,080行、30fps)のエンコーダ / デコーダの性能向上に注力しております。特徴はDMNA技術を使用しているので、画質が綺麗(動画の動きがスムーズ、最初から最後まで高画質を安定維持している、急な変化、激しい動きでも画像が乱れない、原画像を忠実に再生できる、ノイズが少ない)、消費電力が他社比で1 / 10程度まで低減、回路規模が他社比で1 / 3程度まで低減、CPUの補助無しで動作させることができる、といった点です。また、これらの複数製品の機能ををひとつに統合することで、さらなる低消費電力化を実現できるマルチデコーダ製品等の開発を進めています。大型画面のTV、次世代DVD、多機能セットトップボックス、デジタルビデオカメラ等への採用が期待できます。

携帯型機器向け半導体の分野では、低消費電力版H.264 / MPEG4-AVCビデオデコーダ / エンコーダの製品化が完了し、携帯電話やポータブルメディアプレーヤー向けにライセンス提供を開始しております。当該製品は、少ゲートサイズと徹底した低消費電力化設計により、高画質と低消費電力を両立しており、国内の半導体メーカーを中心に採用が進んでいます。また、今後複数のビデオ規格に効率的に対応できるよう、MPEG-2、MPEG-4、H.264 / MPEG4-AVC及びVC-1(注3)等の圧縮・伸張を実現するマルチエンコーダ / デコーダ製品の研究開発に引き続き注力していきます。

これらの開発により、当中間会計期間における研究開発費は、54,050千円となりました。

<用語説明>

(注1) エンコーダ(データを一定の規則に基づいて符号化するソフトウェア。LSIチップに実装されてハードウェアとして提供される場合もある。データの圧縮や暗号化などを行なうものがこれにあたる。)

(注2) デコーダ(一定の規則に基づいて符号化されたデータを復号し、もとのデータを取り出すソフトウェア。LSIチップに実装されてハードウェアとして提供される場合もある。圧縮されたデータの復元や、暗号の解読などを行うものがこれにあたる。)

(注3) VC-1 (Windows Media Videoを基に米国映画テレビ技術者協会で標準化された映像圧縮方式。次世代DVD機器等への搭載が決まっている。)

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	76,800
計	76,800

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成18年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成18年12月22日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	21,700	22,682	東京証券取引所 （マザーズ）	-
計	21,700	22,682	-	-

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使及び新株予約権付社債の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月16日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	1,640	1,580
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,640	1,580
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成25年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分 は認めないものとする。 譲渡するには取締役会の 承認を得なければならない。 い。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

（注）1．株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2．新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

3. 行使価額の調整

- (イ) 新株予約権の発行決議日以降、に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。
- (ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

- (イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。
- (ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。
調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。
- (ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。
調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。

に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

- (イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) (ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

4. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。

会社が合併により消滅会社となる場合。

会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

下記5に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。

新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した場合に限り行使できるものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

平成17年6月29日定時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	45	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分は認めないものとする。 譲渡するには取締役会の承認を得なければならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

3. 行使価額の調整

(イ) 新株予約権の発行決議日以降、に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

(ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

(イ)行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。
調整後の行使価額は、払込期日以降、また、株主割当日がある場合はその日以降、これを適用します。

(ロ)株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

(ハ)行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日以降または割当日以降これを適用します。

に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

(イ)合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ)前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) (ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

4. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。

会社が合併により消滅会社となる場合。

会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

下記5に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。

新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した場合に限り行使できるものとします。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

6. 発行時点においては新株予約権の数49個、新株予約権の目的となる株式の数49株でありましたが、平成18年11月30日までに従業員2名の退職に伴う失権により、新株予約権の数45個、新株予約権の目的となる株式の数45株にそれぞれ減少しております。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成18年9月8日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権付社債の残高(千円)	3,000,000	2,100,000
新株予約権の数(個)	30	21
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	2,238	2,150
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1,340,000	976,500
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月28日 至 平成20年9月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)2、3	発行価格 1,340,000 資本組入額 670,000	発行価格 976,500 資本組入額 488,250
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は できないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文および 第3項本文の定めにより本 社債または本新株予約権のう ち一方のみを譲渡することは できない。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して 出資される財産は、当該本新 株予約権に係る本社債とし、 当該本社債の価額はその払込 金額と同額とする。ただし、 交付株式数に転換価額(ただ し、転換価額が修正または調 整された場合は修正後または 調整後の転換価額)を乗じた 額が行使請求する本新株予約 権に係る本社債の払込金額の 総額を下回る場合には、本新 株予約権の行使に際して出資 される財産は、当該差額部分 を除く本社債とし、この場合 の本社債の価額は、本社債の 払込金額から上記差額を差し 引いた額とする。上記ただし 書きの場合には、本社債の償 還金として上記差額を償還す る。	同左

(注)1. 本新株予約権付社債の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数としております。

2. 転換価額は、当初1,340,000円とします。

転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第4金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90％に相当する金額（100円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正されます。なお、時価算定期間内に、下記 の転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する金額に調整されます。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が670,000円（ただし、下記 による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が2,680,000円（ただし、下記 による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とします。

転換価額の調整

本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合その他一定の事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\begin{array}{c} \text{既発行普通株式数} \\ + \\ \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	-	21,700	-	467,500	-	596,500

(注) 平成18年10月1日から平成18年11月30日までの間に、新株予約権の行使及び新株予約権付社債の権利行使により、発行済株式総数が982株、資本金及び資本準備金がそれぞれ451,551千円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
田中 正文	大阪府大阪市淀川区	10,400	47.92
出口 眞規子	東京都港区	800	3.68
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	697	3.21
ジャフコ・エル式号	東京都千代田区丸の内1-8-2	375	1.72
投資事業有限責任組合 ジャフコ・ジーシー1号	東京都千代田区丸の内1-8-2	375	1.72
投資事業組合 ジャフコ・ジー8(エー)号	東京都千代田区丸の内1-8-2	375	1.72
投資事業組合 ジャフコ・ジー8(ビー)号	東京都千代田区丸の内1-8-2	375	1.72
投資事業組合 ゴールドマン・サックス・イン ターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社東京支店)	133 FLEET STREET LONDON EC4A.2BB,U.K (東京都港区六本木6-10-1)	319	1.47
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	278	1.28
SBIイー・トレード証券株式 会社	東京都港区六本木1-6-1	202	0.93
計	-	14,196	65.41

(注) 野村證券株式会社から、平成18年9月27日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在で213株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、野村證券株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	野村證券株式会社
住所	東京都中央区日本橋1-9-1
保有株券等の数	株式 213株 新株予約権付社債券 2,238株
株券等保有割合	10.24%

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,700	21,700	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	21,700	-	-
総株主の議決権	-	21,700	-

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,690,000	1,830,000	1,870,000	1,760,000	1,550,000	1,400,000
最低(円)	1,710,000	1,320,000	1,120,000	1,180,000	1,220,000	705,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間財務諸表については、中央青山監査法人の中間監査を受け、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表については、みずす監査法人の中間監査を受けております。

なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日付をもって、名称をみずす監査法人に変更しております。

また、前中間会計期間に係る中間監査報告書は、平成17年11月10日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		255,101		3,644,545		934,321	
2 売掛金		171,839		433,900		341,417	
3 たな卸資産		26,667		135,324		73,147	
4 その他		8,953		103,918		18,603	
流動資産合計			88.3		97.2		95.3
固定資産							
1 有形固定資産	1	17,597		52,418		14,178	
2 無形固定資産		11,282		11,988		11,061	
3 投資その他の資産							
(1) 敷金保証金		31,636		-		-	
(2) その他		630		58,873		42,844	
計		32,267		58,873		42,844	
固定資産合計			11.7		2.8		4.7
資産合計			100.0		100.0		100.0

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)							
流動負債							
1 一年以内返済予定 の長期借入金		1,440		1,440		1,440	
2 未払法人税等		27,555		-		73,465	
3 引当金		-		23,887		8,226	
4 賞与引当金		6,821		-		-	
5 その他	2	25,398		73,122		58,218	
流動負債合計			61,214		98,450		141,350
固定負債							
1 転換社債型 新株予約権付社債		-		3,000,000		-	
2 長期借入金		1,600		160		880	
固定負債合計			1,600		3,000,160		880
負債合計			62,814		3,098,610		142,230
(資本の部)							
資本金			170,000		-		467,500
資本剰余金							
1 資本準備金		150,000		-		596,500	
資本剰余金合計			150,000		-		596,500
利益剰余金							
1 中間(当期) 未処分利益		140,894		-		229,344	
利益剰余金合計			140,894		-		229,344
資本合計			460,894		-		1,293,344
負債資本合計			523,709		-		1,435,575
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金			-		467,500		-
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-		596,500		-	
資本剰余金合計			-		596,500		-
3 利益剰余金							
(1) その他 利益剰余金							
繰越利益剰余金		-		278,357		-	
利益剰余金合計			-		278,357		-
株主資本合計			-		1,342,357		-
純資産合計			-		1,342,357		-
負債純資産合計			-		4,440,967		-

【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
売上高	1		273,203	100.0		317,728	100.0		631,177	100.0
売上原価			13,461	4.9		25,824	8.1		36,074	5.7
売上総利益			259,742	95.1		291,903	91.9		595,102	94.3
販売費及び 一般管理費			189,062	69.2		212,670	67.0		371,034	58.8
営業利益			70,679	25.9		79,232	24.9		224,068	35.5
営業外収益	2		1,324	0.5		638	0.2		3,966	0.6
営業外費用	3		712	0.3		3,849	1.2		20,399	3.2
経常利益			71,292	26.1		76,020	23.9		207,635	32.9
税引前中間(当期) 純利益			71,292	26.1		76,020	23.9		207,635	32.9
法人税、住民税 及び事業税		26,263			30,407			79,251		
法人税等調整額		1,157	25,105	9.2	3,398	27,008	8.5	6,254	72,997	11.6
中間(当期)純利益			46,186	16.9		49,012	15.4		134,637	21.3
前期繰越利益			94,707			-			94,707	
中間 (当期) 未処分利益			140,894			-			229,344	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成18年 3 月31日 残高 （千円）	467,500	596,500	596,500	229,344	229,344	1,293,344
中間会計期間中の変動額						
中間純利益				49,012	49,012	49,012
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	-	-	-	49,012	49,012	49,012
平成18年 9 月30日 残高 （千円）	467,500	596,500	596,500	278,357	278,357	1,342,357

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期) 純利益		71,292	76,020	207,635
減価償却費		5,004	4,580	10,240
長期前払費用償却額		103	1,337	844
賞与引当金の増加額		1,165	159	2,570
受取利息及び受取配当金		15	24	31
支払利息		12	7	21
為替差益		1,308	549	3,934
売上債権の増加額		48	91,855	166,750
たな卸資産の増加額		20,727	62,176	67,208
未収入金の減少額		20,604	-	20,604
前渡金の増加額		-	64,478	-
未払消費税等の増加額 (減少:)		3,867	4,227	7,025
未払費用の増加額 (減少:)		5,455	6,885	9,096
その他		3,581	10,508	27,023
小計		88,985	158,600	47,137
利息及び配当金の受取額		15	24	31
利息の支払額		11	6	22
法人税等の支払額		18,442	69,958	27,735
営業活動によるキャッシュ・フロー		70,547	228,541	19,410

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
定期預金の預入によ る支出		-	-	12
有形固定資産の取得 による支出		1,428	40,645	1,428
無形固定資産の取得 による支出		200	3,100	1,796
敷金保証金の差入に よる支出		-	16,922	-
敷金保証金の返還に よる収入		-	830	196
その他		375	676	11,898
投資活動によるキャッ シュ・フロー		2,003	60,514	14,939
財務活動によるキャッ シュ・フロー				
長期借入金の返済に よる支出		720	720	1,440
転換社債型新株予約 権付社債の発行によ る収入		-	3,000,000	-
株式の発行による収 入		-	-	744,000
財務活動によるキャッ シュ・フロー		720	2,999,280	742,560
現金及び現金同等物に 係る換算差額		-	-	-
現金及び現金同等物の 増加額		67,823	2,710,223	747,031
現金及び現金同等物の 期首残高		87,238	834,269	87,238
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		155,061	3,544,492	834,269

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法	仕掛品 同左	仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 器具及び備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 均等償却	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～18年 器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具及び備品 4～15年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 繰延資産の処理方法	----- -----	(1) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。 -----	----- (2) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 -----	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当中間会計期間末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。 (追加情報) 当中間会計期間末において、損失が確実視されるプロジェクトが新たに発生したため、翌期以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。これにより、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ15,501千円減少しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。 -----
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
6. 中間キャッシュ・フロー 計算書(キャッシュ・フ ロー計算書)における資 金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3 か月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。	同左	同左
7. その他中間財務諸表(財 務諸表)作成のための基 本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 -----	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 転換社債型新株予約権付社 債の処理方法 一括法によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 -----

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 -----	----- (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,342,357千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 -----

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)
-----	(中間貸借対照表) 前中間会計期間まで区分掲記しておりました「敷金保証金」(当中間会計期間末の残高は47,533千円) は、当中間会計期間末において資産の総額の100分の 5 以下となりましたので、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することとしました。 前中間会計期間まで区分掲記しておりました「未払法人税等」(当中間会計期間末の残高は32,625千円) は、当中間会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の 5 以下となりましたので、流動負債の「その他」に含めて表示することとしました。 前中間会計期間まで区分掲記しておりました「賞与引当金」(当中間会計期間末の残高は8,385千円) は、当中間会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の 1 以下となりましたので、流動負債の「引当金」に含めて表示することとしました。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)	前事業年度末 (平成18年 3 月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 24,578千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 30,404千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 27,997千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2 消費税等の取扱い 同左	-----

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
1 当社の売上高は、通常の営業の形態として、事業年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。	1 同左	-----
2 営業外収益のうち主要なもの 為替差益 1,308千円 受取利息 15千円	2 営業外収益のうち主要なもの 為替差益 549千円 受取利息 24千円	2 営業外収益のうち主要なもの 為替差益 3,934千円 受取利息 31千円
3 営業外費用のうち主要なもの 上場関係費 700千円 支払利息 12千円	3 営業外費用のうち主要なもの 社債発行費 3,781千円 債権売却損 61千円 支払利息 7千円	3 営業外費用のうち主要なもの 上場関係費 20,378千円 支払利息 21千円
4 減価償却実施額 有形固定資産 3,287千円 無形固定資産 1,716千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 2,406千円 無形固定資産 2,173千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 6,706千円 無形固定資産 3,533千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	21	-	-	21
合計	21	-	-	21
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業年度 末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	平成18年新株予約権 (注)1, 2	普通株式	-	2	-	2	-
	ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

(注)1. 平成18年新株予約権の増加は、新株予約権付社債の発行によるものであります。

2. 平成18年新株予約権の増加株式数は、新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在) (千円)		現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) (千円)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	255,101	現金及び預金勘定	3,644,545	現金及び預金勘定	934,321
預入期間が3か月を超える定期預金	100,040	預入期間が3か月を超える定期預金	100,052	預入期間が3か月を超える定期預金	100,052
現金及び現金同等物	<u>155,061</u>	現金及び現金同等物	<u>3,544,492</u>	現金及び現金同等物	<u>834,269</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																												
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																												
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>中間期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>無形固定資産(ソフトウェア)</td><td>18,573</td><td>4,643</td><td>13,930</td></tr><tr><td>合計</td><td>18,573</td><td>4,643</td><td>13,930</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	無形固定資産(ソフトウェア)	18,573	4,643	13,930	合計	18,573	4,643	13,930	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>中間期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定資産(器具及び備品)</td><td>7,990</td><td>1,997</td><td>5,992</td></tr><tr><td>無形固定資産(ソフトウェア)</td><td>18,573</td><td>8,358</td><td>10,215</td></tr><tr><td>合計</td><td>26,563</td><td>10,355</td><td>16,208</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産(器具及び備品)	7,990	1,997	5,992	無形固定資産(ソフトウェア)	18,573	8,358	10,215	合計	26,563	10,355	16,208	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>7,990</td><td>665</td><td>7,324</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>18,573</td><td>6,500</td><td>12,072</td></tr><tr><td>合計</td><td>26,563</td><td>7,166</td><td>19,397</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	7,990	665	7,324	ソフトウェア	18,573	6,500	12,072	合計	26,563	7,166	19,397
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																											
無形固定資産(ソフトウェア)	18,573	4,643	13,930																																											
合計	18,573	4,643	13,930																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																											
有形固定資産(器具及び備品)	7,990	1,997	5,992																																											
無形固定資産(ソフトウェア)	18,573	8,358	10,215																																											
合計	26,563	10,355	16,208																																											
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																											
器具及び備品	7,990	665	7,324																																											
ソフトウェア	18,573	6,500	12,072																																											
合計	26,563	7,166	19,397																																											
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 3,591千円 1年超 10,963千円 合計 14,555千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 6,362千円 1年超 10,702千円 合計 17,064千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 6,227千円 1年超 13,917千円 合計 20,144千円																																												
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 2,046千円 減価償却費相当額 1,857千円 支払利息相当額 301千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 3,480千円 減価償却費相当額 3,189千円 支払利息相当額 400千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 4,809千円 減価償却費相当額 4,380千円 支払利息相当額 759千円																																												
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																												
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																												
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																												

(有価証券関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
当社はデリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。	同左	同左

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 24,004.90円 1株当たり中間純利益金額 2,405.57円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありませんが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。	1株当たり純資産額 61,859.77円 1株当たり中間純利益金額 2,258.64円 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 2,100.65円	1株当たり純資産額 59,601.13円 1株当たり当期純利益金額 6,750.10円 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 6,592.12円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	46,186	49,012	134,637
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	46,186	49,012	134,637
期中平均株式数(株)	19,200	21,700	19,946
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,632	478
(うち新株予約権)	(-)	(1,596)	(478)
(うち新株予約権付社債)	(-)	(36)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-	-

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
該当事項はありません。	転換社債型新株予約権付社債の権利行使 当中間会計期間終了後、平成18年10月 1 日 から平成18年11月30日までの間に、転換社債 型新株予約権付社債の権利行使による新株へ の転換が行なわれました。その概要は次のと おりであります。 (1) 発行した株式の種類及び数、発行価額 普通株式 615株 973,200円 普通株式 307株 976,500円 (2) 発行した株式の発行総額 898,303,500円 (3) 発行した株式の資本繰入額 449,151,750円 (4) 新株の配当起算日 平成18年 4 月 1 日	該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第 6 期）（自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日）平成18年 6 月28日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書（新株予約権付社債）及びその添付書類

平成18年 9 月 8 日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月2日

株式会社 テクノマセマティカル
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 矢 治 博 之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴 木 聡
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社 テクノマセマティカル
取締役会 御中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 矢 治 博 之
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 聡
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成18年10月1日から平成18年11月30日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株への転換が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。